

# 官民連携事業の推進に関する法律案概要

## 1. 目的

- 国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するとともに、地域の活性化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与

## 2. 定義

### 官民連携事業

#### 特定事業

(民間の資金・能力を活用した  
公共施設等の整備等)

#### 包括的民間委託

(民間事業者に複数業務  
を一括して委託)

#### 選定事業

(PFI法に基づき選定  
された事業)

#### 公的不動産の利活用

(民間事業者に国有地等  
の使用収益権を設定)

## 3. 基本理念

- ① 財政資金の効率的な使用、行政の効率化、公的不動産の有効利用等
- ② 民間事業者の創意工夫等の発揮、低廉・良好なサービスの提供
- ③ 民間事業者の提案を活用した事業機会の創出、地域の活性化

## 4. 官民連携事業の推進に関する施策

- 収益施設の併設等による収益性の確保
- 官民連携事業についての提案の積極的な募集及び適切な審査・評価
- 地域の民間事業者の創意工夫等の適切な審査・評価及び入札・契約への適切な反映
- 公的不動産の利用状況及び将来の見通しの公表等
- 手続の透明性の向上
- コンセッション事業の積極的活用
- 民間事業者に対する相談体制の整備等
- 法制上・税制上の措置、民間事業者に対する財政上・金融上の支援
- 職員の派遣その他の人的援助
- 地方公共団体に対する財政上の措置その他の援助
- 人材の育成  
等

施行期日:公布の日